

## 薬価制度の抜本改革に向けた基本方針（概要版）

「**国民皆保険の持続性**」と「**イノベーションの推進**」を両立し、「**国民負担の軽減**」と「**医療の質の向上**」を実現

### 薬価収載後の市場拡大への対応

- 効能追加等に伴う一定規模以上の市場拡大に速やかに対応するため、新薬収載の機会（年4回）を最大限活用して、薬価を見直し

### 改定の中の年の薬価調査・薬価改定

- 現在2年に1回行われている薬価調査に加え、その間の年においても、全品を対象に、薬価調査を行い、その結果に基づき、価格乖離の大きな品目について薬価改定を実施。

### イノベーションの評価（新薬創出等加算の見直し・費用対効果評価の導入）

- 革新的新薬創出を促進するため、新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度をゼロベースで抜本的に見直し。
- あわせて、費用対効果の高い薬には薬価を引き上げることを含め費用対効果評価を本格的に導入。（組織・体制をはじめとする実施の在り方も検討）

### ◆ 改革とあわせた今後の取組

・薬価算定方式の正確性・透明性の徹底  
・外国価格調整の方法の改善

・関係者の経営実態についての機動的把握・必要な対応

・新たな医療技術の迅速な提供

・長期収載品に依存するモデルから、より高い創薬力を持つ産業構造への転換  
・革新的バイオ医薬品及びバイオシミラーの研究開発支援方策等の拡充  
・ベンチャー企業への支援、後発医薬品企業の市場での競争促進

・流通の効率化、流通改善の推進、市場環境に伴う収益構造への適切な対処  
・単品単価契約の推進、早期妥結の促進